

横須賀市監査委員公表

令和3年第9号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和3年3月29日付け横須賀市監査委員公表令和3年第3号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

令和3年8月10日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	加	藤	真道
同	石	山	満

[文化スポーツ観光部]

I 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）

1 観光に関する計画の実施状況

1-2 観光振興に関するPDCA

指摘1 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について」

市は、横須賀市観光立市推進条例第17条に基づいて横須賀市観光振興推進委員会を開催している。審議会等の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第11条においては、「所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。」と規定されている。委員会は、要綱第2条に定める審議会等に該当するため、会議終了後に議事録を作成する必要があるが、2016年7月7日以降の会議要旨（議事録）が未作成であることから、委員会での議論の内容が不明である。議事録が未作成である理由は、議事録を作成する担当者が代わった際に、前任の担当者から後任の担当者へ必要な事項の引継ぎが十分になされなかったことであるという。

会議要旨は、委員会での審議内容や検討過程、課題やそれに対する善後策等の結果を明らかにするものであり、今後の施策や事業展開の立案等の検討において有用なものである。要綱に従って適時に会議要旨（議事録）を作成することが必要である。

措置の内容

観光振興推進委員会の開催当日の音声データや、会議資料などをもとにして、2016年7月7日以降の会議要旨（議事録）を作成した。今後は、要綱に従って適時に会議要旨（議事録）を作成するよう部内において周知徹底した。

指摘2 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について」

市は、要綱第12条に基づき市のホームページにおいて、横須賀市観光振興推進委員会の開催案内や会議要旨、委員会資料等を情報公開しているが、監査の過程でホームページを閲覧したところ、2016年7月7日以降の委員会資料等が情報開示されていなかった。

本来であれば、前述の未作成である会議要旨を含め、委員会資料等とともに開示すべきであるが、少なくとも委員会資料等は開示してお

く必要がある。ホームページによる情報提供は、市の観光振興に係る施策や方針、状況の把握を行うための重要な手段であり、市の説明責任の確保という重要な役割がある。

要綱に基づいて、適時に漏れなく正確にホームページに掲載することにより、市の情報開示にかかる説明責任を十分に果たすことが必要である。

### 措置の内容

2016年7月7日以降の観光振興推進委員会資料及び議事概要について、市のホームページに掲載した。今後は、要綱に基づいて適時にホームページに掲載するよう部内において周知徹底した。

## 3 (文化振興課) 所管事業

### 3-2 指定管理者事業

#### 3-2-1 芸術劇場管理事業

#### 指摘3 「共同購入時の検収について」

文化振興課は、自動体外式除細動器(AED)の購入(105千円)において、経済合理性の観点から公園管理課との共同購入を行い、公園管理課で一括して執行事務を実施し、芸術劇場への納品を受けた。しかし、当該備品の納品・検収時において、公園管理課に宛てた契約執行事務依頼の文書において、公園管理課が共同購入を行った際の検査人は「文化振興課の職員」が行うとしていたにも関わらず、文化振興課では検査書の作成が行われておらず、公園管理課の検査書のコピーが添付されている。

契約事務取扱規程第11条「検査の範囲」において、物品の購入に関する検査は主管課が行うものとされている。また、同規程第14条「検査等の結果報告」において、検査を行った場合検査書により主管部長等への報告を行うこととされている。

本件における主管課は、契約執行事務依頼文書において検査人を文化振興課の職員とすると記載している以上、文化振興課であると考えられる。共同購入時の検査のルールが市内で不明確であったため、文書と異なり、検査書の作成が漏れたとのことであるが、現状では主管課である文化振興課として検査・検収を行ったことが説明できない状態となっている。現状の契約事務取扱規程に従う場合、主管課が検収を行うことが必要である。

一方、共同購入において一か所に納品される場合など、効率性の観点から特定部署がまとめて検収を行うことも考えられる。この場合、規程との整合性を図りつつ、契約執行事務依頼文書を発行する時点で代表となる主管課を明確にし、検査人・立会人を代表主管課の職員にすることが必要である。

#### **措置の内容**

今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

### **3－3 芸術劇場設備更新事業**

#### **指摘4 「検査書に係る決裁印について」**

「芸術劇場大劇場 小劇場音響設備改修修繕」（9,405千円）の検査書において課長の決裁印が漏れていた。横須賀市契約事務取扱規程第14条において、「検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等及び工事検査課長に報告しなければならない」とされている。検査書の決裁は、課としての検収が完了したことを示すものであると言える。原因は押印漏れとのことであるが、決裁印がないことから、報告が適切に行われたことを示す証拠がない状況にある。決裁行為のルールの順守を徹底する必要がある。

#### **措置の内容**

今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

### **5 （観光課）所管事業**

#### **5－3 集客プロモーション事業**

#### **指摘5 「出張命令書の承認漏れについて」**

集客プロモーション事業に係る2019年11月の出張命令書において、担当課長等の押印がなされていないものがあつた。原因は押印漏れとのことであるが、適宜に決裁がなされているとは言えないため、決裁行為のルールの順守を徹底する必要がある。

#### **措置の内容**

今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

## 5 - 4 観光団体助成事業

### 指摘6 「補助金支出事業に関する変更申請について」

市が助成する「よこすか開国祭」（当初予算額60,449千円。2019年5月（開国Dan'cin）および8月（花火大会）に開催）において、花火大会時にうみかぜ公園で恐竜パークが開催されていたため追加コスト（6,858千円 平成ふ頭特別観覧会会場費）が発生した。市の補助金等交付規則第6条「事業計画変更」の承認等では、事業計画を変更する場合は「すみやかに事業計画変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない」とされている。

しかし、当該状況の変化が判明した段階でのやり取りや、当該追加コストにかかる市としての認識に関する文書が存在せず、横須賀市観光協会から事業計画変更申請書を受け取ったのは2020年3月2日であった。

本件は横須賀市観光協会への補助金であり、他の助成事業とあわせて一括して交付を行うため、追加支出の要否がある程度確定するまでは申請の遅れを許容したという事情はある。しかし、本来追加の補助金を支払うか否かは個別の助成事業ごとに検討すべき事項であり、事業計画変更申請書は市として補助金を支出する合理性や妥当性を検討するために必要な資料であることから、提出の遅れを許容すべきものではない。

市は、上記規則に則り、計画の変更を認識した段階で事業計画変更申請書を入手し、補助金の変更の要否について検討することが必要である。

#### 措置の内容

横須賀市観光協会へのイベント補助金に関して、今後は、計画の変更を認識した段階で事業計画変更申請書を入手するとともに、申請書に基づき補助金変更の要否を検討するよう部内において周知徹底した。

[みなと振興部]

## Ⅱ 港湾に関する事業の実施状況

### 1 (港湾企画課) 所管事業

#### 1-1 横須賀港港湾計画改訂事業(再興プラン事業)

##### 指摘7 「成果物の紛失について」

業務委託契約(「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」)の成果物として電子データCD-Rで納品されたうちの一枚が紛失していた。市によれば、写真は複数のCD-Rに分けてすべて納品されたが、データを課のコンピューターにコピーし、その後は、主にコンピューター内のデータを用いていたため、CD-Rの紛失に気付かなかった。紛失したCD-Rはおそらく市のいずれかの課に貸与し、戻ってきていないものと思われるとのことであった。

しかし、CD-Rは電子データである電磁的記録を内蔵するものであるところ、市職員が取得した電磁的記録は公文書にあたり(公文書管理規則第2条第1号)、公文書の所在は把握できる状態にしておかなければならない(同第3条第1項)。

したがって、今後は成果物の管理には、より一層注意されたい。

なお、市は、紛失に気づいた後、再発を防止するため、成果物等の管理ノートを作成したとのことである。

##### 措置の内容

紛失の再発を防止するため、今後は、成果物を貸し出す際に貸出簿による管理を行うよう部内において周知徹底した。

### 2 (港湾総務課) 所管事業

#### 2-1 港湾施設使用料

##### 2-1-2 債権管理

##### 指摘8 「債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について」

債権管理については、債権管理条例等によってルールが定められている。横須賀市債権管理条例第3条では、債権管理のために台帳を整備し、徴収計画を策定することを求めている。

所管課においては、港湾使用料に関する債権管理を行うための台帳の整備を行っているが、徴収計画を策定しておらず、督促状送付や電話による催告などの業務について、属人的な対応となってしまう。

債権の徴収計画を整備し、横須賀市債権管理条例を遵守し債権管理を行う必要がある。

#### **措置の内容**

今後は、徴収計画を策定するとともに、債権回収の効率化について業務マニュアルの作成も含め検討していく。

### **2-2 港湾施設運営経費**

#### **指摘9 「横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者**

からの報告書の提出確認について」

「作業終了書発行報告書」は横須賀港港湾施設管理業務仕様書第14条に定める業務報告書の一部であり、その月の作業終了を事後的に確認するために必要な書類であることから、業務報告書の提出時には、提出物をリスト化するなど漏れがないことを十分に確認する必要がある。

#### **措置の内容**

今後は、業務報告書の提出時に提出書類の精査をするよう部内において周知徹底した。

### **2-3 港湾施設管理事業**

#### **指摘10 「収支決算書における保険料の決算額について」**

保険料の予算額と決算額との差異については、実施結果に前述しているが、指定管理者の交代における前指定管理者と現指定管理者との保険料相当額の最終的な負担は、市には関係がなく、2019年度の施設賠償責任保険の保険料については、前指定管理者が実際に支払いを行っており、対象期間である2019年4月1日からの1年間について施設賠償責任保険に適切に加入していることから、前指定管理者が本来2019年度の収支報告において計上すべきものである。

したがって、収支報告における保険料の決算額に計上漏れがあるため、指定管理者に修正を依頼する必要があった。

#### **措置の内容**

計上すべきであった施設賠償責任保険の保険料については、前指定管理者から保険料を計上した収支報告書の提出を受けた。今後は、このような計上漏れの無い、適正な事務処理を行うよう部内において周

知徹底した。

## 2-4 漁港維持修繕事業

### 指摘11 「工事の検収について」

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」の事例のように、工事請負業者からの報告資料である「工事用アルバム」などの提出物について内容を適切に確認しないと、日付の矛盾から工事の完了日について偽装したのではないかとの疑いを招くおそれがある。したがって、所管課として検査書を発行する前に内容確認を適切に実施し、時系列等に矛盾がないことも含めて十分な検収確認を行わなければならない。

#### 措置の内容

工事請負業者からの提出物について、今後は、検査前に内容確認を適切に行い、十分な検収確認を行うよう部内において周知徹底した。

## 2-5 船員法第104条に基づく事務（法定受託事務）

### 指摘12 「雇入（雇止）届出書の記載について」

雇用契約の成立等の届出に関する船員法施行規則第19条及び第20条関係書式として定められている第六号書式（以下「六号届出書」という）下段の「記載心得5」によれば、六号届出書の備考欄には、雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」などの別、雇止の場合は、「退職」、「解雇」等の別を記入することになっている。

しかし、市作成の2019（令和元）年8月6日付「雇入・雇止手順書」と題するマニュアルには、備考欄にはスタンプを押す旨の記載がされており、実際これに従い、本届出書の備考欄にはSeafarers Labor Officeの受領印を押す取り扱いを行っている。

市によれば、新規雇用、社内転船などの記載は船員手帳にも記載されるので、本届出書の備考欄には重ねて記載していないとのことである。

しかし、船員手帳は船員が保有する物であり、他方六号届出書は行政機関へ提出し、管理されるものである。とすれば、船員手帳への記載が、届出書への記載を免れる理由にはならない。また、特に雇止の原因は船員にとって重要な事項である。

したがって、速やかにマニュアルの修正を行い、六号届出書の記載心得に従った記載方法に改める必要がある。

#### 措置の内容

今後は、雇入（雇止）にかかる六号届出書の備考欄への記載を確認するようマニュアルに追記することについて、部内において周知徹底した。

## 2-6 資産管理

### 指摘13 「港湾台帳の事業費総額の誤りについて」

2017年度に完成した大津港口防波堤について、港湾台帳に記載の事業費総額（357,054千円）と、固定資産台帳上の取得価額439,938千円が異なっていた。

所管課によれば、単純な計算誤りとのことである。今後の集計誤りが起きない体制の構築が望まれる。どちらか一方を先に決定し、そこから金額等を転記すれば正確性が担保される。

#### 措置の内容

現在は施設完成時に取得価格を固定資産台帳に登録するため、工事担当の港湾整備課から固定資産台帳を管理する財務管理課へ報告をしているが、今後は、港湾整備課から取得価格を財務管理課へ報告する際に、港湾台帳を管理する港湾管理課にも併せて報告し、計上漏れや誤りが発生しないよう体制を整備する。

### 指摘14 「港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について」

港湾台帳記載の久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋について、港湾建設課から財産管理課への報告が漏れていたため、固定資産台帳上、本勘定にも建設仮勘定にも計上がなかった。

久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋は実際に存在しており、公有財産の動産の一項目であることから、報告漏れのない仕組みを構築する必要がある。

#### 措置の内容

現在は施設完成時に取得価格を固定資産台帳に登録するため、工事担当の港湾整備課の総務係で確認作業を行い、固定資産台帳を管理する財務管理課へ報告をしているが、今後は、港湾整備課内の他の係にも報告前に確認作業を依頼し、報告漏れが発生しないよう体制を整備する。

### 指摘15 「固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について」

2018年度の固定資産台帳を閲覧したところ、供用開始日が取得日よりも前になっている不自然なものがあった。所管課に確認したところ、供用開始日の登録が勘違いによる誤りであった。

減価償却の計算も供用開始日から計算されているため、減価償却費の計算にも影響があるので、固定資産台帳の新規登録資産については、その内容について正しく登録がされているかの確認作業が必要である。

#### **措置の内容**

現在は施設完成時に取得価格を固定資産台帳に登録するため、工事担当の港湾整備課の総務係で確認作業を行い、固定資産台帳を管理する財務管理課へ報告をしているが、今後は、港湾整備課内の他の係にも報告前に確認作業を依頼し、報告の記載誤りが発生しないよう体制を整備する。

[財務部]

Ⅱ 港湾に関する事業の実施状況

2 (港湾総務課) 所管事業

2-6 資産管理

指摘14 「港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について」

港湾台帳記載の久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋について、港湾建設課から財産管理課への報告が漏れていたため、固定資産台帳上、本勘定にも建設仮勘定にも計上がなかった。

久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋は実際に存在しており、公有財産の動産の一項目であることから、報告漏れのない仕組みを構築する必要がある。

措置の内容

毎年4月に財務部から各部あてに、所管財産の前年度末現在高状況について報告書提出を依頼しており、その報告の中に公有財産の動産の項目も含まれている。このため、動産の数量に変動があった際にはこの時に把握できるため、報告漏れがあれば速やかに公有財産台帳及び固定資産台帳への登録を行っている。

また、毎年7月には、各部が前年度に支出した工事等の伝票が、どの資産に結びついているのかをマッチングさせる作業を各部あて依頼している。この作業の中でも、前年度の資産の異動について報告漏れがある場合には速やかに台帳への登録を行っている。

前述の4月と7月の2つの報告により、報告漏れを防ぐ仕組みはあるものの、それでも漏れが発生する可能性があるため、今後は、7月の報告の際には財務部においても、各伝票の中から資産の取得に関わりそうな工事や、大きな金額の支出についてマッチングがなされていなければ、報告漏れを疑い各部へのヒアリングを強化していくことで報告漏れを防いでいきたい。

指摘15 「固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について」

2018年度の固定資産台帳を閲覧したところ、供用開始日が取得日よりも前になっている不自然なものがあった。所管課に確認したところ、供用開始日の登録が勘違いによる誤りであった。

減価償却の計算も供用開始日から計算されているため、減価償却費の計算にも影響があるので、固定資産台帳の新規登録資産については、

その内容について正しく登録がされているかの確認作業が必要である。

#### **措置の内容**

本件については、平成 29 年度の固定資産台帳開始時に全資産を一斉登録した際に、各部からの報告データに誤りがあったものを見落としそのまま登録してしまったことによるものである。現在、新規の資産を登録する際は各部からの報告書を 1 件ずつチェックし、供用開始日が取得日以降になっているか確認している。また、固定資産台帳は 1 年間の蓄積した異動データをシステムに取り込むことによって完成させているのだが、今後は、取り込む前に異動データ上で取得日と供用開始日の逆転現象が起きていないかチェックする体制を構築していきたい。